

○国家公務員宿舎（合同宿舎）を活用した離職者への緊急的支援について

平成20年12月26日
財 理 第 5380号

財務省理財局長から財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

政府としては、「生活防衛のための緊急対策」を平成20年12月19日に決定し、雇用促進住宅を最大限活用するといった施策を既に講じているが、今般、厚生労働大臣より財務大臣に対して、国家公務員宿舎を活用した離職者への緊急的支援について要請があったことを受け、財務省としても解雇・雇止め（以下「解雇等」という。）により仕事のみならず住居も失うこととなる者に対する住宅セーフティネットの確保のために可能な範囲で国家公務員宿舎（合同宿舎）を活用することとしたので通知する。

については、離職者の住宅・生活支援に緊急的に対応するため、関係地方公共団体が離職者に一時的に住居を提供する場合には、関係地方公共団体の要請に基づき、貸出可能な国家公務員宿舎（合同宿舎）を緊急的に使用させることができるとし、その場合にあっては、別添のとおり取り扱われたい。

別添

1 貸出可能な合同宿舎の選定等

- (1) 貸出可能な合同宿舎の選定は、財務局長等（財務局長、財務支局長、沖縄総合事務局長、財務事務所長又は出張所長をいう。以下同じ。）において、不定期の人事異動等の緊急の宿舎貸与需要等のために管理している未入居宿舎のうち維持管理上支障がないものとして、財務局長等が認めたものを選定することができるものとする。
- (2) 財務局長等は、上記(1)により貸出可能な合同宿舎の選定を行った場合は、貸出可能な合同宿舎に関する情報を当該合同宿舎の所在する地方公共団体へ提供することができるものとする。

2 貸出方法

貸出方法は、使用許可によるものとする。

3 使用許可の相手方

使用許可の相手方は、貸出可能な合同宿舎の所在する地方公共団体とする。

4 使用許可に当たっての要件

使用許可に当たっての要件は、地方公共団体が離職者（雇用先からの解雇等により住居の退去を余儀なくされる者に該当することが客観的に証明される者に限る。）に対する一時的な住居の提供を行うことを目的としたものであることとする。

5 使用許可の条件

使用許可の条件は、財務局長等が使用許可を行う合同宿舎の維持管理に支障がないよう必要な条件を定めるものとする。

6 使用許可期間及び使用許可の更新

- (1) 使用許可期間は、6か月以内とする。
- (2) 使用許可は、必要に応じて更新することができるが、使用許可の始期から1年を超えて更新を行うことはできない。

7 使用許可の使用料等

- (1) 使用許可の使用料は、使用許可を行う合同宿舎について国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）に基づき財務局長等が決定した額とする。
- (2) 使用許可の使用料の納付は原則として、一括により前納させるものとする。
なお、使用許可の相手方である地方公共団体と協議の上、月賦等分割により前納させることもできるものとする。
- (3) 使用許可の期間が満了したとき又は取り消されたときであって、地方公共団体が合同宿舎を明け渡さない場合の損害賠償金の額は、当該合同宿舎に係る使用許可の使用料の額の3倍に相当する金額とする。

8 その他

- (1) 使用許可を行う場合の取扱いの基準として、上記3から7までに定めた基準によることが著しく不適當又は困難と認められる特別の事情があるときは、財務局長等は理財局長に協議して、特別の定めをすることができるものとする。
- (2) また、上記3から7までに定めた基準にないものは、昭和33年1月7日付蔵管第1号「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」通達によるものとする。ただし、当該通達中別紙様式10及び11については、財務局長等において適宜必要な変更を行うことは差し支えないものとする。